

会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人札幌マンガ・図書等活用まちづくり機構（以下「本会」という。）定款第6条、及び第7条の規定に基づき、本会の会員の入会及び退会並びに入会金及び会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 本会の会員とは、次の各号のいずれかに該当する個人、団体、法人又は公共団体とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、共に活動するために入会した個人、団体、法人又は公共団体
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同し、事業に協力するために入会した個人、団体、法人又は公共団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人、団体、法人又は公共団体
- (4) 特別会員 理事会において推薦を受けて入会した個人、団体、法人又は公共団体

(入会)

第3条 本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の申し込みがあったときは、入会の承認・不承認を決定し、これを入会申込者に対し通知する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特別会員の入会については、理事会が承認し、本人が承諾することにより成立する。

(会員資格基準)

第4条 本会の会員となろうとする者に、次の各号のいずれかの行為が認められた場合、入会の申込を不承認とすることができる。

- (1) 本会の目的に賛同していないとき
- (2) 過去に本規程またはその他規程に違反したことを理由として、除名または退会処分を受けたことがあるとき
- (3) 前条の入会申込書の記載事項に、虚偽、誤記または記入漏れがあるとき
- (4) その他、本会が会員と認めることを不適当と判断したとき

(会員名簿)

第5条 会員に関する情報は、本会へ提出された入会申込書の記載に基づき会員の種別ごとに会員名簿に登録する。

- 2 会員の登録事項に変更が生じた場合、当該会員は、本会へ速やかに登録事項変更届を提出するものとする。

(入会金)

第6条 本会の入会金は、会員の種別に応じて下記各号のとおりとする。

- (1) 正会員 30万円
- (2) 準会員（個人会員以外） 5万円
- (3) 準会員（個人会員） 1万円
- (4) 賛助会員 無料
- (5) 特別会員 無料

(年会費)

第7条 本会の年会費は、会員の種別に応じて下記各号のとおりとする。

- (1) 正会員 1口 5万円

- (2) 準会員（個人会員以外） 1口 2万円
- (3) 準会員（個人会員） 1口 5千円
- (4) 賛助会員 1口 5万円
- (5) 特別会員 無料

2 前項の年会費は、事業年度の途中で入会した場合であっても同額とする。

（会費の納入）

第8条 本会の会員は、入会金及び毎事業年度の会費を本会所定の方法により納入しなければならない。

- 2 入会金は、本会から入会承認の通知を受けた日から翌月末日までに納入しなければならない。
- 3 年会費は、毎事業年度、5月末日までに、会費年額の全額を納入しなければならない。
- 4 事業年度の中途に入会した会員の会費は、本会から入会承認の通知を受けた日から翌月末日までに納入しなければならない。
- 5 一度納付された入会金及び年会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

（退会）

第9条 会員は、退会しようとする30日前までに、任意の書式をもって退会届を本会に提出することにより、退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款、又はその他の規程に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 法令若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき
- (4) その他除名すべき正当な事由が認められるとき

（会員資格の喪失）

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 全ての正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき

（会員の資格喪失に伴う権利及び義務）

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

（免責及び損害賠償）

第13条 会員は、本会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、本会は一切責任を負わないものとする。

（個人情報の保護）

第14条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

（反社会的勢力への対応）

第15条 本会は、会員が以下のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消をすることができるものとする。

- (1) 反社会的勢力に属すると認められるとき、または反社会的勢力であったとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき、または関与していたとき
 - (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき、または利用していたとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき、または認められたとき
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき、または関係していたとき
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、本会または本会の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき、または用いていたとき
- 2 本会は、会員が自ら又は第三者を利用して以下のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消をすることができるものとする。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流し、偽計を用いまたは威力を用いて本会の信用を毀損し、または本会の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
- 4 本会は、本条の規定により、会員資格の取消をした場合には、会員に損害が生じても本会は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、これにより本会に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとする。

(改正)

第16条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

附則

本規程は、本会の成立の日から施行する。